

港区告示第三百四十八号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項の規定に基づき、東京自興ビル・国分マンション建替組合の設立を認可したので、同法第十四条第一項の規定により、次のように告示します。

令和六年十月二日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

東京自興ビル・国分マンション建替組合

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名称

東京自興ビル・国分マンション

(二) 敷地の区域

東京都港区海岸一丁目二十一番三及び同番十五

三 施行再建マンションの敷地の区域

東京都港区海岸一丁目二十一番三、同番十五及び同番十七

四 事業施行期間

令和六年十月二日から令和十二年十二月三十一日まで

五 事務所の所在地

東京都港区赤坂一丁目八番一号 赤坂インターシティAIR 二十階

六 設立認可の年月日

令和六年十月二日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

施行マンションの所在地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。

九 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和六年十月三十一日